

2023年4月26日

キャピタル損害保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患されました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症に罹患し医師の指示のもと自宅療養された場合でも入院と同等に取り扱い、保険金請求を承っておりますが、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）」上の「五類感染症」に変更された場合の取扱いを下記のとおりとさせていただきます。

1. 「五類感染症」に変更された場合の取扱い

(1) 入院特約にご加入のお客様

7日を超えて入院した場合、保険金請求の対象となります（**自宅療養や宿泊施設での療養の場合は入院とはみなしません**）。

(2) 入院特約の付帯がないお客様

ご契約上、支払対象外期間を設けております。この期間を超える入院・自宅療養等が必要な場合、保険金請求の対象となります（所得補償保険は入院だけでなく自宅療養等も対象となります）。ご請求には当社所定の診断書が必要となります

※上記の対応は2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「五類感染症」に変更された場合に、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方に適用いたします。

※2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、以下をご確認ください。

2022年9月25日以前：[新型コロナウイルス感染症の保険金請求手続きについて](#)

2022年9月26日以降：[新型コロナウイルス感染症の保険金請求手続きについて（その2）](#)

2. 理由・背景

- ・政府より、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023年5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が公表されました。
- ・「五類感染症」に変更された場合、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ

等と同様の位置づけとなり、また、現行の「感染症法」の規定を根拠に講じている「入院措置・勧告」等も適用されなくなります。

- ・こうした状況を踏まえ、2023年5月8日以降、医師のもと自宅療養や宿泊施設に療養していた場合について入院とみなしていた取扱いを終了することとしました。

<お問い合わせ先>

■ ホームページ

<https://inquiry.mitsubishi-hc-capital.com/contact/publish/inquiry?g=06&c=035>

■ お電話（キャピタル損害保険 保険金サービス部）

0120-777-970 ※音声ガイダンスに従い2⇒1と選択してください。

以上